

# 保証のお知らせ

# 一般保証制度のご案内

#### ●法人代表者の個人保証 (連帯保証) が不要

法人会員が初めて一般保証制度を申し込む場合でも「法人代表者の個人保証(連帯保証)」が必要ありません。

#### ●お客様の署名押印が不要

当制度の申込みの際、お客様 (被保証者) の署名押印が不要であるため、申込みまでの作業・時間が省略できます。

#### ●一般保証制度登録制に登録すると、以下のメリットがあります

- ・一般保証登録宅建業者であることが保証協会のホームページで一般公開される。
- ・登録証、ステッカーが交付される。
- ・自社の物件広告等において、制度が利用できる広告表示が可能になる。
- ・一般保証制度の利用の申込みの際、法人の登記事項証明書の提出が免除される。

# 手付金保証制度・手付金等保管制度のご案内

#### 手付金保証制度

売主・買主ともに一般消費者で、会員が流通機構登録物件を 客付媒介する売買契約において、買主が売主に支払う手付金 を万一のために保全(保証)する制度です。



会員が自ら売主となる完成物件の売買契約において、受領する手付金等の額が売買代金の10%または1,000万円を超え、売主会員に保全義務が生じる場合に(宅建業法41条の2)、当協会が売主会員に代わって手付金等を受領し、物件の登記、引渡しがあるまで保全(保管)する制度です。



■ 制度の詳細

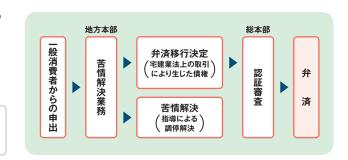
(公社)不動産保証協会ホームページ(会員専用ページ)

- 制度に関するお問い合わせ (公社)不動産保証協会 総本部事務局 TEL.03-3263-7055
- 制度の申込み窓口 所属の地方本部事務局

#### 弁済制度について

会員業者と宅地建物取引をしたお客様が損害を受け、苦情の解決が困難な場合には、当協会がその債権を認証することで、被害相当額(上限あり)の払い渡しを受けることができます。

※各事案の詳細はホームページ(会員専用ページ)内の【保証だより】に掲載されております。





(公社)不動産保証協会ホームページ ▶▶

不動産保証協会

検索

一般保証制度の他、法定研修会、弁済業務、各種保全制度など、保証協会の各種情報が掲載されております。

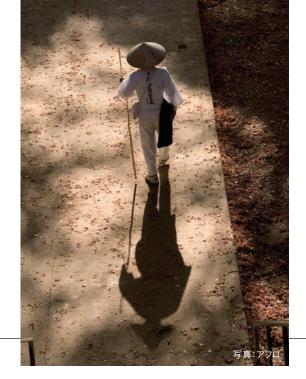
# 从不動產

MONTHLY REAL ESTATE

COVER PHOTO

#### 根香寺の参道を歩くお遍路さん

四国霊場第82番の根香寺は、弘法大師(空海)が唐に留学する前に、海路の無事を祈願して五大明王を祀ったのが始まりである。のちに智証大師がこの地を巡ったとき香木で千手観音像を刻み、本尊とした。この香木の根がたいへん香り高かったため、寺の名前の由来となったといわれている。本堂前の回廊には、全国の信者から奉納された約33,000体の観音小像が並ぶ。



#### **CONTENTS**

2019 3 MARCH PAGE

#### 特集1

04 一 住みたい街、魅力ある街 高松市

#### 特集2

08 - ニュースの解説 ブロックチェーンとは?

#### 特集3

10 / トピックス 2019年の不動産市況(売買編) 日本不動産研究所 曹 雲珍

#### 不動産お役立ち Q&A

#### <法律相談>

12 ─ がけ条例違反の説明義務 弁護士 渡辺 晋

<賃貸仲介営業>

14 ─ 賃貸仲介ビジネスのこれから 船井総合研究所 宮下 一哉

<賃貸管理ビジネス>

16 → 適正な運営比率で安定した賃貸経営を目指す ォーナーズエージェント 先原 秀和

#### You Tubeで学ぶ宅建士講座

18 → 法令上の制限・その他の分野編-5 合格請負人 氷見 敏明

#### 連載

#### <建築基礎知識>

20 一 間取り変更履歴がある物件の注意点 タクミフランニンクサホート 溝渕 匠

<不動産会社経営術>

22 - 本社スタッフの評価制度-4 プンシラプ 上野 典行

23 / 女性の活躍推進

#### その他

- **24** → 新機能満載!ラビーネットのご紹介
- 26 → 地方本部の動き
- 28 → 協会からのお知らせ
- 29 → 新入会員名簿
- 30 → NEWS FILE



長年栄えてきた 商店街を 新しい"まち" にして次世代へ

香川県高松市の中心商業地区の真ん中にある高松丸亀町 商店街は、1588年の生駒親正による高松城築城の際、周辺か ら商人を集めたことで始まって以来、長年の間、本州と四国を結 ぶ交通の要衝としても高い人気を誇ってきました。バブル期真っ 盛りの瀬戸大橋が開通した1988年には、商店街として丸亀町 開町400年祭を行っており、この頃の通行量が歴史上のピーク だったといわれています。

しかし、当時の商店街振興組合理事長は、今後もこのにぎわ いが続くとは思えないと危機感を持ち、次の100年を見据えた改 革案が必要だと訴えました。これを受けた青年部の若手たちが 全国の下降線をたどる商店街を調査。すると、まさに今、自分たち が同じ道をたどろうとしていることがわかり、生き残りをかけた再開 発委員会を発足させたのです。

#### 民間主導のまちづくり

話し合いの結果、導き出された対策は、まず一定の共 同化により合理的な土地利用を行い、魅力的な都市空 間を作ること。次に業種の偏りを正し、適切にマネジメン トすることでした。そこで全長470mの商店街を7つの街 区 (A~G) に分け、すべての街区を対象とした再開発を 段階的に行う計画を立てました。

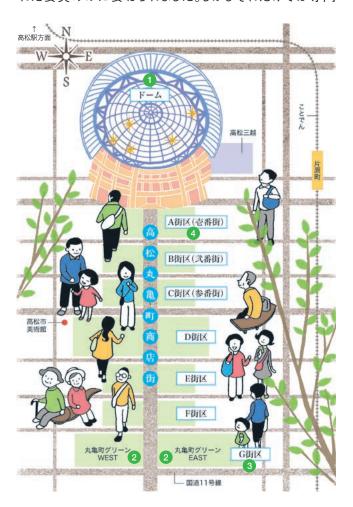
最初に手掛けられたのは最も北にあるA街区です。目 の前に高松三越があり、商業地として最も注目されるエ リアです。振興組合はまず、このA街区の地権者を説得 し、共同出資会社と、実際の再開発を手掛けるまちづく り会社を設立。まちづくり会社は第三セクターですが、速 やかな意思決定のために役所(議会)の承認を待たずに 動けるように、高松市からの出資比率をわずか5%に抑 え、民間主導で動ける体制を作りました。





#### キーワードは定期借地権

とはいえ、A街区には27名もの地権者がいます。全員 で議論していてはまとまらないため、計画は3人の信任さ れた委員のみに委ねられました。しかしそれだけでは専門

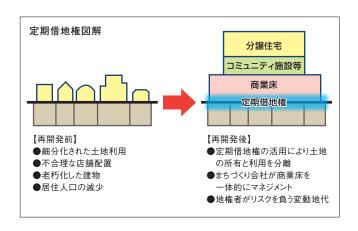


知識に欠けるため、都市計画や商業、金融の専門家た ちで構成される「丸亀町タウンマネジメント委員会 | の助 言を得る体制を整えました。

そして選ばれた手法が、都市再開発法110条(全員 同意型)=定期借地権(60年)を使った再開発事業で す。これは、A街区の地権者全員が土地の所有権を持 ちつつ、利用権のみを60年限定で放棄。白紙となったま ちの上に必要な業種や施設を整え、上層階には住宅も 整備して新たなまちづくりを行うというものでした。

この時の総事業費は約70億円。そのほとんどが国や 国交省、経済産業省の各種制度融資を利用することが できたため、銀行から調達した有利子負債はわずか2億 6.000万円。地権者1人につき1.000万円程度で共同 ビルを建設できたことになります。

また、この再開発を行ったことで固定資産税が900%も 増加(400万円→3,600万円)し、まちの活気を取り戻すと ともに、税収がアップするという相乗効果も生まれました。





#### 街区ごとに 異なる手法を採用

B、C街区は手法を変え、任意の建替え事業としました。 つまり、全街区の同意を取るのが難しいため、可能なとこ ろから随時建替え方式を採用しました。ただし、バラバラに 行うと計画内容が煩雑になるため、住民提案の地区計画 を立てました。

通常、住民提案の地区計画には大きなハードルがあり ます(高松市の条例では全権利者の8割同意+面積比 率での8割同意)が、本計画ではこれをクリアしています。

最も南側に位置するG街区は、他街区と比べて規模が 大きかったため、森ビル都市企画(株)のコンサルティング の元で、従前の地権者とデベロッパーなどが原則一筆共 有にして、店舗、ホテル、住宅を整備しました。

残るD~F街区は今後10年で生まれ変わるべく現在 計画を進行中ですが、これまでの実績から判断し、A街区 と同じ手法の計画が進んでいます。



#### 再開発の本当の目的とは

商店街が舞台の再開発というと「シャッター通り対策」や 「商店街の活性化」の言葉が上がります。しかし、ここ高松 丸亀町商店街の本当の狙いは、市街地ライフインフラの 再生です。そのため、すべての再開発ビル上層階に住居を整 備し、最終的に人口2万人の街を作る計画をしています。

想定している居住者ターゲットは高齢者や障害者などで す。地方は車社会ですが、運転できない人たちが車に頼ら なくても快適に暮らせることを目指しているのです。

その一環として、ビルの中層階にはかかりつけ医となる 病院を入れ、居住者のための往診を行えるようにしました。 また、病院が高齢者のたまり場となるのを防ぐため、健康管 理をしっかり行うためのトレーニングルーム(理学療法士な どが常駐)や、豊かな食を楽しむための、病院管理のレスト ランも完備しています。

このような体制を取ることで、商店街内で売り出されたマ ンションは順番待ちが続出するほどの人気を誇っています。 近隣同レベルの物件に比べ、圧倒的に安いのも魅力です。











## 民間の力は空港にも。 周辺観光の魅力にも注目

ところで、高松の空の玄関口といえば高松空港です。実 はこちらも民間がキーワードになっており、2018年4月、国 の管理に置かれていた空港が仙台に次いで民営化されま した。今後はLCCの拠点として路線を充実させる計画です。

また今年は、周辺観光の目玉である、瀬戸内の島々の 魅力を発信する瀬戸内国際芸術祭が開催される年で、 国内外から注目を集め、人気を博しています。





# 高松市に詳しい人にお聞きしました。

地方本部長から ひとこと



山下 稔氏 香川県本部長

「うどん県」はもちろんのこと、香川県は、「アート県」でもあります。風光明媚な 瀬戸内の島々で3年ごとに開催される「瀬戸内国際芸術祭」は、今年4月から春 会期が開催され、その起点となるのが瀬戸の都・高松です。穏やかな気候に恵ま れ、比較的災害が少ない高松市は、人と環境に優しい真の田園都市を目指し て、多核連携型コンパクト・エコシティの実現に取り組んでおり、香川県本部も協 力しているところです。きれいな島々のある海と夕陽の美しいサンポート地区をはじ め、温泉・森林レジャーまで楽しめる高松市に、ぜひ足をお運びください。

#### Recommend

#### 日本初!物件提案をしない不動産店!!

弊社は従来の物件紹介ばかりの仲介スタイルから、第 三者目線での不動産探しのアドバイスに力を入れていま す。お客様に「失敗しない不動産の買い方」をしっかりお伝 えすることを心がけ、「来て良かった」と言われることを目指 しています。そのため、契約の際にはできるだけ難しい専門 用語は使わず、わかりやすい言葉やイラストを使い、ご納得 いただけるまでとことん説明します。取り扱う物件は、高松

#### 牟礼ぐらし不動産 (NexTate)

**〒761-0121** 香川県高松市牟礼町牟礼249 tel:087-880-6722 fax:087-883-4335



市牟礼町周辺の売買が8割、賃貸が2割ほどです。

高松市の魅力は、雨や災害が非常に少なく、安心して 住めるところです。大阪や神戸まで2時間半程度とアクセ スもよく、瀬戸内の魚も堪能できます。基本的に車社会の ため、駅の利便性を検討される方は他県より少なめです。 人気エリアは栗林公園や高松琴平電気鉄道の新駅、市 民病院のある三条・太田・仏生山周辺です。

# 子育つ支援

# 高松市 の取り組み

#### ■縁結び·子育て美容-eki(香川県の事業)

0歳から小学校6年生まで の子ども医療費のうち、入院医 療費と通院医療費(食事療養 費の標準負担額を除く)を助 成。中学校1~3年生までは、 入院医療費(食事療養費の 標準負担額等を除く)を助成。

■医療費助成

誰もが訪れ、気軽に話しやすい地 域の美容院、理容院、ネイルサロン、 鍼灸院、整体院等において、顧客に 対し結婚や地域の子育て支援に関 する情報を提供し、地域の相談窓口 へとつなぐ「縁結び・子育て美容 -eki」事業を展開中。

#### きめ細やかな支援で子育て世代の住みよいまちに

Childcare & Medical Support

子どもの医療制度が充実しているだけではなく、女性にも男性にも子育てのしやすい環境の支 援を積極的に行っており、ニューファミリーが住みよい環境が整っています。

#### ■たかまつ父親手帳

パパとして、夫とし て妊娠・出産から子ど もの成長に関わり 合っていくハンドブック を制作。これを「夫の 出番 パパの出番」と して配布中。

#### 高松市概要

香川県のほぼ中央部に位置し、北は瀬 戸内海、南は讃岐山脈を望む中核市の県 庁所在地。源平合戦の古戦場で知られる 屋島や、瀬戸内海には女木島、男木島を はじめとした島々が点在している。人口 419,599人(2019年2月1日現在)。



# スロックチェーンとは?

~みんなで共有・管理する「価値 |ネットワーク~

仮想通貨(ビットコイン)の登場で話題になっているブロックチェーン。聞いたことはあって も実際にはわからないことも多いのではないでしょうか? 今回はさまざまな業界で活用さ れ始めたブロックチェーン技術について、基本的な仕組みや不動産業界での活用方法、不動 産業者にとってのメリットなどについて紹介します。

> ブロックチェーン技術は \_\_\_\_ 機密性の高さから不正取引防<u>止等</u> に役立つと期待されています



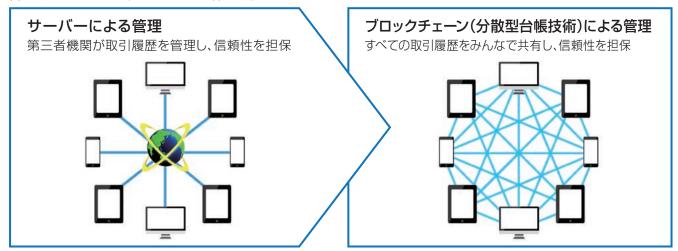
## 管理者がいなくても安全な仕組み

インターネットは、さまざまな情報をサーバーで集中管理 し、情報のクローズ化とサーバーのセキュリティ機能を向 上させることで、機密性や安全性を担保しています。

一方、ブロックチェーンはサーバーによる管理ではなく、 複数の参加者がインターネットなどを通じて、資産や権利 などの情報を共有しながら管理する「分散型台帳技術」。 1カ所でデータが失われても、他の場所のデータから復元 し、システムが維持されるため、サーバーを攻撃しデータの 改ざんが行われるリスクがありません(図1)。またブロック チェーンは、さまざまなデータを一定時間ごとに集約した「ブ ロック | がつながっていく(チェーン) 仕組みですが、ブロック には必ず過去のデータが含まれています。ある一部を改ざ んするとそれ以降のブロックもすべて変更する必要がある ため、実質的には改ざんは不可能といえます。

さらに、コンピューターごとに異なるバージョンが生まれた り、途中で改ざんされてチェーンが枝分かれしたりした場合 でも、「一番長いチェーンが正しい」というルールが決まって います。システム全体がルールに従って動くため、対象外 のチェーンは自動的に破棄。一定のルールに従って相互 に監視することで、管理者(サーバー)がいなくても機密性 や安全性、可用性(システムが継続して稼働できる能力) を実現するとともに、サーバーの維持管理コストがかから ず、サーバーダウンに影響されない安定したシステムという 点も大きなメリットとなっています。

図1 サーバーとブロックチェーンによる管理の違い



# 二重の"鍵"でプライバシー保護と 不正使用防止を実現

ブロックチェーンは、単なるデータベースではなく、「価値」 が伝達できることが最大の特徴です。正確で機密性の高 い情報資産の移転を実現するため、人や企業といった資 産の所有者とそれに関するデータ・情報をひも付けるとき には、自分用の「秘密鍵」と、誰にでも発行できる「公開鍵」

のセットで管理する「公開鍵暗号方式」を採用しています。

これによって情報資産の所有から譲渡の流れ、用途 に至る情報を、プライバシーを保護しながら確実に管理 し、情報資産の不正使用や二重利用を防止することが できます。

# 業界横断型のプラットフォーム構築の動き

ブロックチェーンの技術は、金融に加え流通、証券取 引など幅広い分野での応用が可能とされ、経済産業省 では潜在的な国内市場規模が67兆円になると予測。不 動産分野でも、不動産登記を含めた不動産情報の記録 や管理、不動産取引の電子化・自動化、不動産管理の 効率化などへの活用が期待されています。

2018年10月に(株) LIFULLや(株) NTTデータ経 営研究所、全保連(株)、(株)ゼンリンなど8社で発足し た「ADRE(不動産情報コンソーシアム) |では、ブロック チェーン技術を活用した不動産情報の共有化と、業務 の効率化や円滑な不動産取引の実現に向けた活動を スタートしました。

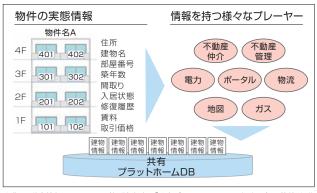
不動産には住所や築年数、間取り、取引情報など多く の情報がひも付いていますが、これらは不動産業者だけ でなく、電気・ガス・通信会社や行政など、さまざま組織が 個々に情報を持っています。ADREではこれらを一元化・ 共有化し、業界横断型で中立・公的なプラットフォームと して構築していくことを目指しています(図2)。

まずはその基礎となる物件(部屋)ごとのIDを作成・発 行するためのルール、データの登録形式の標準化などに ついて検討しており、実証作業を行いながらデータの有 用性を高める基盤を構築。2019年度中に試用版、 2020年度以降に普及版を発表していく計画です。

メンバーの(株)LIFULL・ブロックチェーン推進グループ 長の松坂維大氏は、「ID作成には最初の入力作業は必 要だが、台帳を共有化すればID入力だけですべての情報 が得られるようになる。そうなれば業界全体で利便性が高 まり、取引の活性化にもつながる」としています。また(株) NTTデータ経営研究所・情報戦略事業本部の桜井駿氏 も「アナログ業務が効率化できれば、プロとしての評価・判 断業務やコンサルティング業務に専念できるようになる。 中小の不動産業者にとってもチャンスだ」と指摘します。

一方で、ブロックチェーンの技術自体の歴史が浅く、実 ビジネスでの運用モデルが少ないため、不確定要素が多 いことが課題です。「そのためにもADREとして早くビジネ スモデルを提示し、具体的なメリットを示したい」(松坂 氏)とのこと。また、掲載情報の正確性の確認技術、情 報開示時の個人情報の取扱い、登記簿の扱いなど、技 術・制度面での課題もあります。桜井氏は「技術面の向 上に加え、関連データベースや国・行政機関、業界団体 などとも連携しながら、業界モデルを作っていきたい |と し、最終的には不動産業者・消費者が同じプラットフォー ムで取引できるような仕組みを目指していく方針です。

図2 業界横断型の中立・公的なプラットフォームの構築



出典:不動産情報コンソーシアム(仮称)事務局「共有プラットフォームDBの概念図」より抜粋・編集



(株)LIFULLの松坂維大氏(左)と(株)NTTデータ経営研究所の桜井駿氏



# 2019年の 不動産市況(売買編)

~首都圏と地方圏の住宅市場の展望~

近年の住宅市場においては、低金利や減税などの優遇制度が市場の下支えになり、 2018年は全国的に売れ行きが鈍化しているものの、大幅な下落がなく、堅調に推移してい ることが大きな特徴ともいえます。首都圏と地方圏それぞれの住宅市場を振り返るとともに、 地域の特徴にも触れながら、2019年の展望についてまとめます。

一般財団法人 日本不動産研究所 曹 雲珍

首都圏、地方圏ともに中古マンションの 需要が高まっています

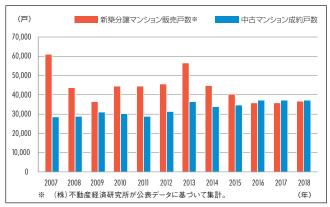


## 首都圏の住宅市場について

首都圏のマンション市場においては、2014年から新 築の販売戸数が減少傾向を示しています。一方、中古 の成約戸数は概ね増加傾向が続いており、2016 年は初めて中古の成約戸数(37,189戸)が新築 (35.772戸)を上回りました。2018年においても、中 古が新築を上回る状況が続いています(図表1)。

首都圏の新築分譲マンションの年間販売戸数は 2016年から4万戸を下回っています。一方、中古マン ションの新規登録戸数は、2016年は194,336戸、 2017年は193.988戸、2018年は206.901戸で過 去最高水準となり、新築マンションの供給量より圧倒的

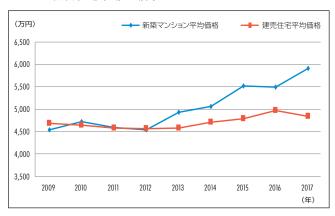
首都圏分譲マンションの販売戸数と 図表1 中古マンションの成約戸数の推移



出典:(株)不動産経済研究所「首都圏のマンション市場動向」と (公財)東日本不動産流通機構「月例マーケットウオッチ」を基に作成。 に多く、消費者にとって選択肢が拡大しました。また、首 都圏の新築マンションの平均価格は2015年6月から5 千万円台を維持して高止まり傾向にあるため、中古マ ンションの「割安感」が強まっています。したがって、近 年では中古マンションが新築に代わって一般消費者 (実需層)の受け皿となっています。また、これは首都圏 だけではなく、地方圏でもみられる傾向であり、今後も続 くものと思われます。

首都圏の戸建住宅市場においても、近年は全体的 に堅調に推移しています。2018年は、新築と中古の成 約件数は前年比がほぼ横ばいで推移し、価格はやや

首都圏の新築マンションと 図表2 建売住宅市場の動向



出典:(株)不動産経済研究所「首都圏のマンション市場動向」と 「首都圏建売住宅市場動向」を基に作成。

上昇しました。

新築マンション価格の上昇により、2012年以降から 建売住宅の平均価格との価格差が拡大しており、 2017年の価格差は1,075万円となりました(図表2)。 市場関係者へのヒアリングによると、このような価格差の 拡大につれ、建売住宅の割安感が増してきており、新築 マンションから建売住宅に流れている購入者が増えてい るということです。また、中古戸建住宅の成約価格は概 ね下落傾向が続いているのに対して、中古マンションの

成約価格は概ね上昇傾向が続いており、中古戸建住宅 と中古マンションの年間平均成約価格の差が縮小し、 2016年はついに逆転しました。このような価格差の拡 大により新築マンションから建売住宅へ、価格差の縮小 により中古マンションから中古戸建住宅へ購入対象を変 更するケースが少ないながらも確実に増えています。その ことが戸建住宅市場が堅調に推移している1つの要因 になったと考えられます。2019年も、同様の要因により、 戸建住宅市場が堅調に推移するものと思われます。

## 地方圏のマンション市場について

北海道地方では、札幌市の新築マンション価格は 2011年から上昇が続いていますが、2018年の売れ 行きが鈍化したため、直近の価格動向をみると、やや下 落傾向を示している地域もあります。ただし、住宅用地 の確保はますます難しくなっており、2019年も大きな価 格の崩れはないものと予想されています。また、新築マ ンション価格の上昇につれ、中古マンションの需要も高 まっており、長期的にみると価格上昇傾向が続いてい ますが、エリアの価格差と物件の価格差はさらに拡大 するでしょう。

東北地方では、仙台市で震災後に建築資材の高騰 などにより、新築マンション価格は大幅に上昇しました。 その後も概ね上昇傾向が続いており、2018年に入っ てから完全在庫は増加傾向にありましたが、開発業者 が大幅な値下げを避けるためペースを遅らせて販売す る姿勢は、2019年も継続するでしょう。中古マンション 価格も新築市場の影響を受け、概ね上昇しています。 特に築年数10年程度の優良物件が、購入時より高く 取引される傾向はこれからも続く見通しです。

九州地方では、福岡市の新築マンション価格は 2018年に入っても依然として高値で推移しています。 高額マンションについては福岡県外からの投資目的に よる購入がみられるものの、売れ残りも散見されていま す。ただし、2018年末から競争力の高いマンションがほ ぼ同時期に販売開始となったため、2019年には大幅 な下落がなくても、今までの好調な売れ行きが継続する のか、十分に注視していく必要があります。

## 住宅市場における2019年の展望

今後、低金利が続く中、住宅需要が堅調に推移する と見込まれます。2019年10月の消費税増税による増 税前の駆け込み需要は限定的とみられています。

マンション市場は、地域によって価格調整がみられま すが、交通利便性などの立地条件が良い物件は相変 わらずよく売れると予想されます。完全在庫戸数が増加 する地域は販売ペースを調整して大幅な値下げを避け ているため、大きな価格の崩れはないものと予想されま す。また、立地や予算を限定して物件を探した場合、中 古マンションの競争率は依然として高いため、中古マン ション価格も大幅に下落する可能性は極めて低いで しょう。戸建住宅市場は、マンションとの価格差が縮小 していることや、新築マンションと建売住宅の価格差が

拡大していることが、戸建住宅市場が堅調に推移して いる1つの要因となっており、この状況は2019年も続 くものと思われます。



一般財団法人 日本不動産研究所 研究部 兼 国際部 主任研究員

そう

中国内陸、香港、韓国などアジア不動産 流通市場の研究調査、アジア地域不動産 国際交流会議と共同研究のコーディネー トおよび日本の住宅マーケットインデックス 調査業務を担当。不動産学博士、明海大 学不動産学部非常勤講師。



# がけ条例違反の説明義務



山下·渡辺法律事務所 弁護士

渡辺 晋 Watanabe Susumu

1980年一橋大学卒業、三菱地所入 社。1989年司法試験合格。1990年に 三菱地所退社。1992年弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)。日本大学 理工学部まちづくり工学科非常勤請 。近著に『民法改正の解説』(2017 年6月、住宅新報出版)など多数。



質問

敷地の一部ががけとなっている中古住宅を購入しましたが、 購入後、がけ条例に違反しているため、防護壁設置工事が必要であることが判明しました。仲介業者からは説明を受けていません。仲介業者に工事費用を請求できるでしょうか。



回答

#### 1. 仲介業者に請求できる

防護壁設置工事費用を仲介業者に請求することができます。仲介業者は、がけ条例に違反していることを説明すべきであったのにこれを説明しなかった説明義務違反があり、それによって工事が必要になったからです。

ご質問と類似のケースの裁判例が東京地 判平成28.11.18です。買主から仲介業者に対 する損害賠償請求が肯定されています。

#### 2. 東京地判平成28.11.18

#### (1)事案の概要

①X(個人)は、A(売主Y側の仲介業者)およびB(買主X側の仲介業者)の仲介によって、Y(個人)から、平成26年7月15日、中古建物(本件建物)とその敷地の土地(本件土地)を6,400万円で購入した(本件売買契約)。

本件土地の西側は高さ2.6mのがけとなっているが、がけには大谷石で築造された擁壁が設置されているにすぎないため、がけ下に当たる本件土地上に木造家屋を建築する際には、がけ下からがけ高の2倍以上離して建築するか、がけと建物の間に防護壁を設置しなければならないという制限を受ける[東京都建築安全条例(以下「都がけ条例」という)6条]。しかるに本件

建物はいずれの要件も満たしていなかった。

②本件売買契約における重要事項説明書には、都がけ条例に関する記載はなく、「東西南北の隣接地(道路を含む)とは高低差があります。土留めのブロック塀・擁壁には土圧でひび割れや傾きの可能性もあります」「買主は対象不動産の周辺環境、隣接地の状況、周辺施設等を確認したうえで、売買契約を行うものとし、これを買い受けるものとします」と記載されているにすぎなかった。口頭による説明もなされていない。

③ Xが購入した後、本件土地西側のがけについて、都がけ条例において土地利用に制約があり、都がけ条例を遵守するためには防護壁や建物1階部分の補強工事のための工事費用約2,082万円を要することが判明した。Yと、AおよびBのいずれもこの工事費用負担の求めに応じなかったため、Xは、Yと、AおよびBに対して損害賠償を求め、訴えを提起した。

④裁判所は、AおよびBに説明義務違反があったとして、AおよびBに対する請求を肯定した。

なお、Yに対する請求については、不動産の取引には疎い素人であることなどを理由に、違法な説明義務違反と評価するまでには足りないとして、損害賠償請求は、否定されている。

#### (2)裁判所の判断

「本件売買契約当時、本件建物は都 がけ条例6条に違反していて、その違反 状態を解消するためには防護壁や建物 1階部分の補強が必要であった。これは 本件建物に係る法令制限違反の問題 であるところ、Yの担当者であるAは、本 件売買契約当時、本件建物が都がけ条 例に違反しており検査済証も取得してい ないことを認識していたと供述するにも かかわらず、Xに対し、そのことを明確に 説明することをしなかったし、Xの担当者 であるBも、本件物件の重要事項説明を 上記Aに委ねたまま、独自に説明をする ことをしなかった。不動産については行 政法規による規制が多く存在し、そのよ うな法令制限に関する状態を宅地建物 の取引に関する専門的な知識と経験、 調査能力を有しない一般的購入者が正 確に認識すること自体が至難の業であ

ることから、宅地建物取引業法は、宅地 建物取引業を営む者につき免許制度を 実施し、各種の業法的規制を定めて、購 入者等の保護を図ろうとしており(同法1 条参照)、かかる観点から同法35条は 宅地建物取引業者に不動産の売買等 において法令上の制限等を始めとする 重要事項の説明義務を課している。この ような義務それ自体は公法上の業法的 な規定であるが、免許制度に支えられた 宅地建物取引業者の重要事項の説明 に対する一般購入者等の信頼はそれ自 体合理的なものであり法的保護に値す るものであるということができる。したがっ て、これら説明義務は私法上の注意義 務としてその違反は被説明者に対する 不法行為を構成し、注意義務違反をし た者はその結果損害を被った被説明者 に対してその損害を賠償する責任を負 うというべきである」。

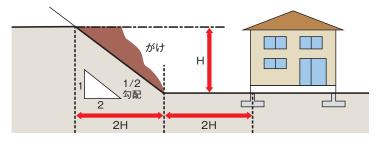
#### 3. まとめ

不動産業者の業務において、現場を 確認することは基本であり、がけの存在 は、現場を確認すれば容易にわかる事 実です。実際上、がけに対する法令上 の制限の内容や土地の利用状況が法 令を満たしているかどうかは、専門家に 確認をしてもらうべき事項となりますが、 不動産取引の専門家として責任のある 不動産業者は、がけを含む土地につい ては、確実に、その法令上の制限に関 するチェックをしなければなりません。

本稿で紹介した事例では、がけがあ ることがわかっていて、しかも2社が仲 介に関与していながら、適切な説明が なされていませんでした。法令上の制限 の確認は不動産業者の業務の基本で あることを、改めて確認していただきた いと思います。

図表 東京都建築安全条例6条で定められている「がけ」に関する規定

H:がけの高さ(がけの下端 から1/2勾配の斜線を越え る部分についてその最高部 の高さをいいます)



出典:大田区ウェブサイトより抜粋・編集 (https://www.city.ota.tokyo.jp/se ikatsu/sumaimachinami/kenchiku /tatemono tyuuikisei/gaketi.html)

#### 今回のポイント

- ●がけの付近の建物については、がけ崩れを想定するなどして建築する必要があり、そのために、建物の建築に おける制限が課されている。
- ●がけの付近の建物の建築制限は、土地の自然的条件が地域によって異なるため、条例によって規制内容が定 められている(がけ条例)。
- ●東京都建築安全条例では、がけ下の土地上に木造家屋を建築する際には、がけ下からがけ高の2倍以上離し て建築するか、がけと建物の間に防護壁を設置しなければならないとしている。
- ●土地建物ががけ条例に違反している場合には、不動産仲介業者は、土地建物の売買の仲介を行うにあたり、が け条例に違反していることにつき説明をする義務があり、説明義務違反により買主が損害を受ける場合には、 買主に対して、損害賠償義務を負う。



# 賃貸仲介ビジネスのこれから



株式会社船井総合研究所 住宅・不動産支援本部 賃貸支援部 シニア経営コンサルタント

#### 宮下 一哉

Mivashita Kazuva

「地域密着型マーケティング」「人財を育てるマネジメント」の導入などにより、中小の賃貸仲介管理会社の業績アップを支援。1年300日以上を現場で費やし、全国各地で業績アップのコンサルティングを行う一方、全国賃貸管理ビジネス協会、不動産業界団体などでの講演を多数行っている。

質問

いつも、こちらの連載を楽しみに読ませていただいています。今回が最終回と聞きました。最後に、専門家の方が考える「賃貸仲介ビジネスのこれから」について、ご意見をお聞かせください。



回答

2020年以降は「賃貸仲介ビジネス3.0 (第三形態)」の時代に入ります。 「商品カアップ」に向け、仲介部門と管理部門の役割を見直し、ニーズに対応 できる役割分担と連携が大切で、そういう仕組みを作れば勝てるでしょう!

#### 日本の賃貸仲介ビジネスの 変遷と転機

日本での賃貸仲介ビジネスが始まるきっか けは、第二次世界大戦後1947年からの「農 地改革」です。この制度改革によって大地主 から小作農家の方々に農地が分け与えられ、 小規模農地の所有者が倍増しました。その後 の高度経済成長期に入ると、それらの農地に は多くの「賃貸住宅」が建てられるようになり、 都市部に進出してきた多くの労働者の住まい となっていきました。賃貸住宅が多く建てば、 それらの「仲介」が必要となります。1970年ご ろには日本での賃貸仲介ビジネスが本格的に 「成長期」に入りました。そして1990年代に入 ると、ちょうどバブルの時期とも重なって宅建 業者数がピークとなり、フランチャイズビジネス が本格化して「成熟期」となりました。しかし 2001~2009年ごろに「転換点」が訪れます。 物件の過剰供給による空室増加や事業者の 相次ぐ参入による競争激化によって、「仲介手 数料半額」をうたう事業者が出現して割引合 戦が始まり、リーマンショック後の2010年代か らは大幅な家賃下落や空室増加によって現 在も続く「衰退期 |に入っています。

#### ライフサイクル理論が示す 今後の流れ

これらの変遷は、私の専門分野である マーケティングの「ライフサイクル理論」と見事 に一致します。ライフサイクル理論では、「ある 商品やビジネスが誕生して成長期に入るまで の期間」は、その後の「成熟期」「衰退期」の 期間と"イコール"になることが説明されてい ます。改めて振り返ると、賃貸仲介ビジネス は、誕生のきっかけとなった1947年の農地の 制度改革後、「およそ20年ごとのサイクル |で 変異し、1950年代(黎明期)⇒1970年代(成 長期)⇒1990年代(成熟期)⇒2010年代 (衰退期)という流れをたどっているわけで す。ただ、衰退期に入ったビジネスはなくなっ てしまうかというと必ずしもそうではなくて、時 代のニーズに適応しながら「新しい形態(第 二形態)」が生まれてきて、改めて「黎明期」 「成長期」「成熟期」「衰退期」という流れをた どるようになります。

そしてこの第二形態は「インターネットでの 賃貸仲介」というビジネスモデルであり、この コラムで私がお伝えしてきた内容の主要な部 分です。ただ、2000年ごろに生まれたこの第 二形態は2010年ごろには成長期に入っていますから、その後の変異は「10年ごとのサイクル」であり、2020年までには成熟期、2030年までには衰退期に入ります(図表参照)。現状を見れば、おそらく2020年からの10年間は「AI(人工知能)」「VR(仮想現実)」などが中心となるため、"希望条件に合った物件を紹介する(=仲介)"という営業では、差がつけにくいビジネスに変わっていくでしょう。

#### 図表 ライフサイクルから、将来の時流を読む!

事業のライフサイクルは「最大で10年」となっている。今、伸びている(売上の取れている)事業のライフサイクルの節目で、企業の成長が鈍化する。

だから・・・今のコア事業の寿命が尽きる前に、「次の経営戦略」 を走らせる。



# 2020年以降の賃貸仲介ビジネスで勝ち続けるためのポイント

さて、WEBサイトという「集客」の段階や、物件の紹介という「営業」の段階で差がつかなくなってしまう賃貸仲介ビジネスにおいて、2020年以降も勝ち続けるためには、どんな物件を品ぞろえするかという「商品」の段階での差別化が本格的に求められるようになります。この傾向は既に現れてきていて、このコラムでは「ユニーク物件」という言葉でお伝えしてきました。要するに「当社にしかない物件」の仕入れ強化ということであり、本質的には「空室対策提案の強化」「管理物件の受託強化」「立地・間取り・設備がニーズに合う物件の新築強化」によっての

み実現することができます。当コラムの2018年11月号でお伝えしましたが、いま賃貸仲介ビジネスで業績を伸ばしている会社は2種類だけで、①「管理物件」が市内・区内などで最も多い会社です。仲介会社向け・エンドユーザー向けの物件ポータルサイトに掲載されている物件から情報を引っ張ってきて客付けをしている会社は、業績を落としているケースが多くなっていますが、その理由はライフサイクルという物差しを使って見てみると明確にわかります。これまでの成功体験ではセオリーであった「営業方法による差別化」「集客方法による差別化」が効かなくなっていて、その傾向はどんどん強くなっていくということです。

#### 管理物件の獲得強化・客付け強化が できる体制をつくることが最も重要

当コラムでは、大きく2つのことをお伝えしてきました。1つは「インターネット時代に賃貸仲介で勝てる方法」であり、もう1つはそれを実践するための「勝てる組織のつくり方」です。この2つが「両輪」となってはじめて「経営戦略」として機能し、成果を出すことができるとお伝えしてきました。そしてその「両輪づくり」は、経営者の方にしかできない仕事です。

これからの賃貸仲介店舗には「空室対策提案担当者」「賃貸管理提案担当者」が配置されていなくてはいけません。常に新たな管理物件を獲得し、その物件に空室対策を提案し、そしてしっかり客付けする。それが1拠点でできる「空室対策&管理委託の提案センター」における今後の仲介店舗の役割となり、賃貸仲介ビジネスの「第三形態」です。

では管理部門の営業担当者は何をするかというと、「満室になった物件のテナントリテンション」と「高収益賃貸経営のためのキャッシュフロー最大化提案」です。"増やして決める"のが賃貸仲介部門の役割となり、"維持して減らさない"のが管理部門の役割というわけです。そういう経営戦略を積極的に実践し、2020年以降の10年間を圧倒的に勝ち抜いていただけたら、本当にうれしく存じます。

#### 今回のポイント

- ●過去の成功セオリーにとらわれず、時流を読み、ニーズに合った施策を徹底強化することが重要。
- ●どんな商品や商売にも「ライフサイクル」があり、その特性を知ることで将来の傾向が読めるようになる。
- ●賃貸仲介ビジネスでは、営業や集客による差別化はできなくなっており、「商品」での差別化が強化施策。
- ●「勝てるやり方・勝てる組織づくり」は、必ず一体で導入しなければ成果にはつながらない。
- ●どんな経営戦略を選ぶかで勝ち負けの8割が決まり、それは経営者にしかできない仕事。



Vol.24

# 安定した賃貸経営を目指・適正な運営比率で



オーナーズエージェント株式会社 経営企画部部長

先原 秀和

Sakihara Hidekazu

銀行系不動産会社を経て、オーナーズエージェント入社。全国の管理会社にコンサルティング支援を行っている。CPM®(米国不動産経営管理士)、CCIM®(米国不動産経営顧問)、公認不動産コンサルティングマスター、宅地建物取引士、賃貸不動産経営管理士等の資格を有する。

# 質問

賃貸経営における運営費は、収入に対してどの程度であれば適切だと判断できますか?



回答

「運営比率」という指標を用いることで、運営費が適正範囲内であるかを 判断することができます。

賃貸経営では、賃料などの収入を得るために、修繕費や管理料などの運営費が必要です。運営費が収入に対してどの程度かかるのか、地域や物件タイプによってどれくらい違いが生じるのかを把握することは、管理会社にとって大きな強みの1つとなります。

# まず1年間の収支を項目別に把握することが肝心

図表1は、賃貸経営における1年間の収支を体系的にまとめたものです。賃貸経営の損益計算書ともいえます。一番上の①総潜在収入は、想定どおりの賃料で1年間満室稼働できた場合に得られる賃料総額を表しています。この総潜在収入からスタートして、表の下に向かって各種収入や支出を足し引きすると、一番下の⑪税引前手取額(所得税などを支払う前のオーナーの手取額)になります。このように収支を項目別にして数値を可視化し、毎年の推移を観察していくと、経営状態の変化もつかみやすくなるのでオススメです。

図表1⑧運営費の主なものは、図表2にあるとおりです。

#### 運営比率という考え方

図表1の①総潜在収入に対してかかる® 運営費の割合を「運営比率」といいます。この 率が低いほど、収入に対して少ない運営費で 経営できていることになりますが、ただ低ければよいというわけではなく、地域や物件タイプによって「通常はこれくらいはかかる」「これくらいはかけるべき」という目安値があります。それと比較をして初めて、実際にかかっている運営費が適正か否かの判断ができるのです。

残念ながら日本の賃貸市場では、経営状態の良し悪しを測るための指標がまだあまり整備されていません。しかし、今回取り上げている運営比率においては、全国の管理会社から提供された、実際の管理物件のデータを基に分析した「全国賃貸住宅実態調査」で、地域別・物件タイプ別・築年数別・構造別・総戸数別など、様々な角度からその目安値を知ることができます。この調査結果は、毎年IREM JAPANのホームページから誰でも無料で入手できますので、参考にしてみてはいかがでしょうか。

図表3は、この調査結果から地域ごとに「単身用住居」「ファミリー用住居」それぞれの運営比率を抜粋したものです。全国平均では単身用・ファミリー用ともに24%前後であり、比較的高い賃料を取りやすい東京23区では、他地域より運営比率が低いことがわかります。

例えば東京23区内のファミリー向け物件の場合、運営比率が19%を大きく上回っていれば、無駄な運営費がかかっている可能性があると気付くことができます。逆に同条件下で19%を大きく下回るような場合は、本来するべきメンテナンスや修繕などが後回しにされている可能性が考えられます。

収入に対する運営費割合がわかっていれば、投資用不動 産購入時にも、オーナーが重視する⑨営業純利益や、⑪税引 前手取額が期待を満たすのかなど、データに基づいて説得力 のあるアドバイスをすることができます。

賃貸経営が事業である以上、データや数値による戦略的な運営を意識するべきなのですが、実際は感覚や結果論で運営されていることが多いように感じます。賃貸管理会社側も、賃料などの収入面を気にすることはあっても、運営費など支出面の効率まで意識していることは少ないのではないでしょうか。ぜひ、賃貸経営を数値データで把握し、適正な運営を再検討してみてください。オーナーは、そうした意識や視点をもつ管理会社を高く評価してくれるはずです。

図表 1 賃貸経営における1年間の収支

_			
	①総潜在収	!入 想定	どおりの賃料で満室稼働時に得られる賃料
	▲ ②空室損	空室	によって得られなかった賃料
	▲ ③未回収損	滞納	によって得られなかった賃料
	▲(+)④賃料差異	想定	賃料と実際の賃料との差額
	= ⑤純賃貸料	収入 オー	ナーが実際に得られた賃料
	+ ⑥雑収入	駐車	場使用料・礼金収入など、賃料以外の収入
	= ⑦実効総収	!入 オー	ナーが実際に得られた収入総額
	▲ ⑧運営費	賃貸	経営にかかる経費
	= ⑨営業純利	益   1年	間で物件が稼ぎ出した利益
	▲ ⑩ローン返	済借り	入れがある場合、その年間の返済総額
	= ⑪税引前手	取額 所得	税などを支払う前のオーナーの手取額

#### → 8 ÷ ① = 運営比率

#### 【運営比率】

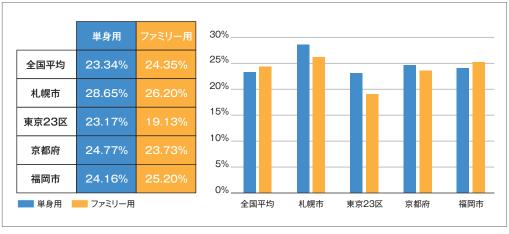
運営費が総潜在収入に対して何%かかっているかを見る指標。 賃貸経営がどれだけ効率的に運営できているかを判断することができる。

図表 2 運営費一覧



- ○募集経費(仲介料等)
- ○各種メンテナンス費
- ○建物や設備の修繕費
- ○原状回復費用オーナー負担分
- ○日常/定期清掃費
- ○共用部分の光熱費
- ○テナントへのサービスやプレゼント等にかかる費用
- ○セキュリティ費
- ○固定資産税/都市計画税
- ○各種保険料

図表 3 地域別運営比率



出典:2018年版 全国賃貸住宅実態調査 報告書(IREM JAPAN / 日本賃貸住宅管理協会 / LIFULL)

#### 今回のポイント

- ●「運営費÷総潜在収入」で求められる運営比率で、賃貸経営の効率(収入に対してかかる経費の割合)を測ることができる。
- ●運営比率は低ければよいわけではなく、地域や物件タイプなどにより、適正な目安値がある。
- ●「2018年版 全国賃貸住宅実態調査」の調査結果によると、全国の運営比率平均は、単身用住居23.34%、ファミリー用住居24.35%である。

# 法令上の制限・ その他の分野編 - 5 (You Tubeでは法令上の制限全10回の第8・9回)

You Tubeで『楽学宅建士基本書』を使った無料動画「楽学宅建士講座」(住宅新報出版)を配信しています。 今回は、宅地造成等規制法および土地区画整理法について勉強します。

#### 1. 宅地造成等規制法

#### 宅地造成とは?

## POINT

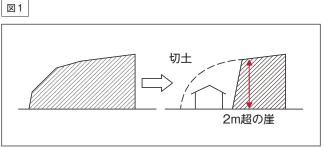
<u>宅地以外の土地を宅地</u>にするため、または、 宅地において行う土地の形質変更を宅地造成という。

宅地造成は、切土または盛土によって行われます。切土によって生じた崖は、崖崩れを起こすおそれがあります。また、盛土によって生じた崖の土砂は、雨が浸み込んで土砂の流出を起こすおそれがあります。このように宅地造成による土砂災害を防止するための法律が宅地造成等規制法です。

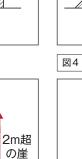
都道府県知事(指定都市または中核市の区域内の土地については、それぞれの長。以下同じ)は、宅地造成に伴う災害を防止するため、宅地造成工事規制区域を指定することができます。そして、造成主は、宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行う場合には、工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、または宅地において行う土地の形質変更で、「一定の切土または盛土」をすることです。宅地を宅地以外の土地にするために行う切土または盛土は宅地造成ではありません。したがって、その場合は都道府県知事の許可は不要です。

「一定の切土または盛土」とは、①切土であって、その切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの(図1)、②盛土であって、その盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの(図2)、③切土と盛土とを同時に行う場合であって、盛土部分に高さが1m以下の崖を生じ、かつ、切土および盛土をした土地の部分に全体で高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの(図3)、④前述の①②③のいずれにも該当しない切土または盛土で、その切土または盛土をする土地の面積が500㎡を超えるものをいいます(図4)。

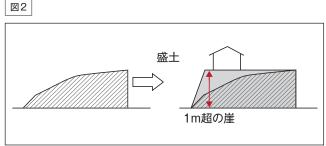


盛土



1m以下

の崖



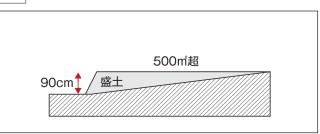


図3

<sup>合格請負人</sup> **氷見 敏明** 

Himi Tosiaki

宅建士試験指導歴28年、専門学校、不動産会社、金融機関、大学、財団法人、社団法人、住宅新報などで延べ1万人以上を指導。また、宅建士以外の国家試験の民法の論文指導・解説を行う。『楽学宅建士基本書』など著書多数。



#### 2. 土地区画整理法

#### 土地区画整理事業の 施行地域

#### POINT

土地区画整理事業は、<mark>都市計画区域内でのみ行われ、</mark> 都市計画区域外では施行されない。

土地区画整理事業とは、簡単にいうと、不整形で不便な宅地を整理整頓して形の良い便利な宅地にし、かつ、道路・公園等の公共施設を整備・改善する事業です。平成30年度宅建試験にも出題されていましたが、土地区画整理事業は、都市計画区域内でのみ施行されます。都市計画区域外では施行されません。

土地区画整理事業の施行者は、民間施行者グループと公的施行者の2つのグループに分けるとポイントがつかめます。民間施行者には、個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社があり、公的施行者には、都道府県、市町村、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社があります。

民間施行者	①土地区画整理審議会(「審議会」)を設置しない ②都市計画区域内であればどこでも土地区画整理事業を施行できる (市街化調整区域でも施行できる)
公的施行者	③土地区画整理事業ごとに審議会を設置する ④市街化調整区域を除く都市計画区域で施行できる ⑤保留地を定める場合、審議会の同意を得る ⑥仮換地を指定する場合、審議会の意見を聴く

施行者が民間施行者の場合、土地区画整理事業は、都市計画区域内であれば、市街化区域、市街化調整区域、非線引都市計画区域内のいずれでも施行できます。

施行者が公的施行者の場合、市街化区域および非線引都市計画区域では施行できますが、市街化調整区域では施行することはできません。

なお、土地区画整理組合を設立しようとする者は、<mark>7人以上</mark>共同して、定款(組合の根本規則)と事業計画を定め、その組合の設立について<mark>都道府県知事の認可</mark>を受けなければなりません。都道府県知事は認可をしたら、認可の内容を公告し、その公告のときから、土地区画整理事業がスタートすることになります。

▶ YouTube 動画公開中!!

楽学宅建士講座

検索、



建築基礎知識

# Vol.9

# 間取り変更履歴がある 物件の注意点

溝渕 匠 (タクミプランニングサポートー級建築士事務所)



「安心R住宅 |制度の標章を使うための要件の1つに、情報が開示されていて「わかり やすい」という項目があります。開示情報には、リフォーム工事・改修に関する書類の有 無も含まれており、履歴の調査も必要です。そこで今回は、間取り変更の工事履歴があ る物件における耐震性の注意点を解説します。

#### リフォーム工事・改修の履歴の調査が 必要となる「安心R住宅」

#### 標章を使うための 3つの要件

2018年4月より「安心R住宅」制度がス タートし、既存住宅流通を促進する制度 として普及が期待されています。「安心R 住宅」は従来の既存住宅のマイナスイ メージを払しょくするために、①基礎的な 品質があり「安心」、②リフォーム工事が 実施されていて(あるいはリフォーム提 案書があって)「きれい」、③情報開示が されていて「わかりやすい |の3点でイ メージアップを図る内容です(図1)。

#### 要件を満たす上での 注意点

①は「新耐震基準等に適合」し、「イ ンスペクション(建物状況調査等)の結 果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基 準に適合していることが求められてい ます。③では建築時の情報として適法 性に関する書類という項目があり、検査 済証の有無も開示情報に含まれている ため、書類の日付をもって耐震性の確 認は可能です。ただ竣工後間取り変更 等のリフォームが実施されていて耐震 性が低下していることも考えられます。 さらに③では、リフォーム工事・改修に 関する書類の有無も開示情報に含ま れており、履歴についても調査が必要 です。間取りの変更をした場合におい て、工事履歴がある物件には、耐震性 の注意が必要です。



# 「壁量」と「バランス」の

例えば広いLDKにしたり、トイレや浴 室を広くして介助しやすい水まわりにし たりして、既存の壁を撤去して間取り変 更を行うケースがあります。そのとき、撤 去する壁が耐力壁であると住宅の耐震 性が低下します(耐力壁ではない場合 でも壁は減るため、実際には耐震性が 低下しているといえる)。「耐力壁1カ所 であればそれほど大きな影響はないだ

図1 「安心 R 住宅」制度の概要

#### ①基礎的な品質があり「安心」 <インスペクションのイメージ> ◇新耐震基準等に適合 ◇インスペクション(建物 屋根 状況調査等)の結果、既 存住宅売買瑕疵保険の検 査基準に適合 開口部 外壁 (戸建て)住宅の場合

#### ②リフォーム工事が実施されていて「きれい」

- ◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払しょくされている
- ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある
- ・既存住宅だけど、きれい
- ・これからリフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事後のイメージがわかる 等
- ◇外装、主たる内装、水まわりの現況の写真を閲覧できる
- ・広告等で写真を見て、実施済みのリフォーム工事の内容等を確認できる 等

#### ③情報が開示されていて「わかりやすい」

- ◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される
- · 今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
- ・どんな保険・保証がつくかがわかる 等

出典:国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/common/001250032.pdf)「安心R住宅」制度 概要より抜粋・編集



ろう」と考えられている方もいると思いますが、2000(平成12)年以降の現行の耐震基準(図2)においては「バランス規定」が加わっており、壁の量としてはクリアしていても、その1枚の耐力壁を撤去したためにバランスが崩れるということもあり得ます(1981年から2000年の間は新耐震基準ではあるが「現行基準」ではない。相違点はバランス規定と金物規定が加わったことである)。

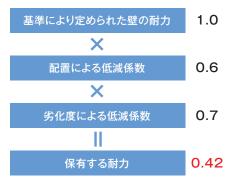
#### 図2 耐震基準の変遷

1995年阪神·淡路大震災



建物が保有する耐力の数値は、基準で定められた壁の種別ごとの耐力に、耐力壁の配置による低減係数と劣化度による低減係数と劣化度による低減係数を掛けて算出します。低減係数はバランスが良くなければ0.6程度低減される可能性もあり、劣化度も最大0.7まで低減され、壁の耐力は十分確保されていても半分弱まで低減される可能性もあるわけです(図3)。

#### 図3 保有する耐力の算定



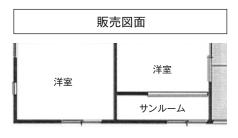
#### 竣工時と現況の違いに注意

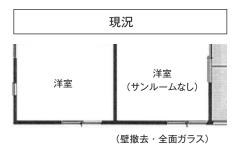
# 1%

#### 壁を撤去したことで 耐震補強工事が 必要となった事例

平成12年以降に建てられた平屋の 住宅で、検査済証もある物件を1つの 事例として紹介します。この物件は、サ ンルームが洋室の一部となり、かつ壁を 撤去して全面ガラスとなっていました (図4)。販売ちらしでは「リフォーム済 み |と表示されていましたが、間取り変 更が実施されていることには特に触れ られておらず「図面と現況が異なる場 合は現況優先といたします」と記載され ていました。平屋なので、一部筋交いが 撤去されていたとしても耐震性につい ては問題ないだろうと仲介業者は判断 していたのかもしれません。他の部分で も軽微ながら間取り変更が行われてい ることも判明したため、買主から購入前 のインスペクションに加えて耐震チェック も行ってもらいたいと依頼があり、診断 を行いました。設計図が残っており、耐 力壁が数カ所撤去されていることがわ かりました。現況では評点が0.7を切っ てしまい「倒壊する可能性が高い」とい う結果になりました。当初の間取りで算 定すると評点は1.0を超えており、「一応 倒壊しない」となっています。買主は、耐 震補強工事を実施することを見込ん で、購入することとなりました(図4)。

#### 図4 事例図面





# (※)

#### 現況有姿から 一歩踏み込んだ 物件調査が必要

このように築浅であっても、間取り変 更が行われているケースは注意が必要 です。物件調査を行う際、売主にリ フォーム履歴を確認し、間取り変更が行 われていれば、当初の設計図を参照し て耐力壁が撤去されていないかを注意 する必要があります。耐力壁が撤去され ている場合には、耐震診断を行うことが 必要と考えます。

「安心R住宅」の根幹である基礎的な 品質があるかどうかについて、書類上の 確認だけではなく竣工時と現況の違い について十分注意を払う必要があり、現 況有姿から一歩踏み込んだ物件調査 が今後求められると思われます。



タクミプランニングサポート 一級建築士事務所

灌渕 匠 Mizobuchi Takumi

ー級建築士、既存住宅現況検査技術者、 公認ホームインスペクター(住宅診断士) 1990年(株) 巴組鐵工所[現(株) 巴コーポレーション]入社。2003年に建築設計事務所 として独立。現在は住宅の検査・診断を中心に活動。



Tactics of Management

# 産 Vol.24

## 本社スタッフの評価制度-4~事務職のモチベーションと賞賛

今回は、事務職をどうモチベートさせていくかというテーマです。大きな会社ば かりではなく、1店舗で仲介も管理も行っているケースをイメージして、縁の下の力 持ちである事務職に光を当てます。

#### 「売上」ではなく「件数」

仲介営業の業績は売上、管理は戸 数・入居率に連動します。しかし、事務 職は業績貢献度がわかりにくい状況で す。実は「何件の申込書を処理したの か」という「件数」が本人の業務負荷に 連動します。しかし、営業の「ハイ達成」 には表彰や歩合の報酬があるのに対し て、仮にたくさんの申込書を処理しても 一般的には報酬が変わらないのが事 務職です。そこが時として不満となり、 あつれきを生むこともあります(図表1)。

#### 待遇や昇格よりも、仲間との一体感

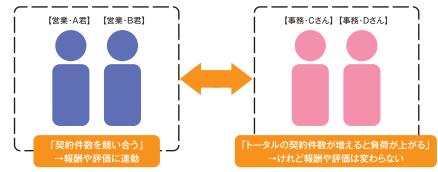
パート社員比率が高く、固定給制の 会社も多い事務職。本人たちも、収入 アップや昇格を強く求めているわけでは なく、それよりも居心地の良さや人間関 係を大切にして働いている方が多いこ ともあります。ここをうまくほかの職種と つながないと、不平不満を呼びかねな い職種です。

#### 会社全体で「感謝」と「一体感」

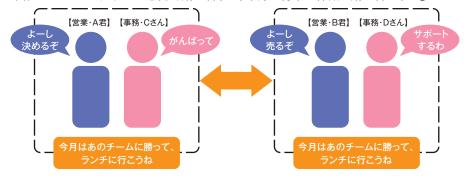
営業における業績の高さは、事務職 の頑張りに支えられています。表彰の 際は、トップセールスだけでなく、支えて くれた事務スタッフを賞賛しましょう。ま た、達成会や懇親会などでは、社員な どの雇用形態に限らず、全スタッフに声 をかけて、「みんなで乗り越えた。ありが とう」と組織の一体感を醸成すると、組 織風土がよくなります。

#### 図表1 職種の違いによる利害の違い…

「営業の気持ちは事務にはわからないよ」「え?事務の気持ちを営業はわからないくせに」



図表2 チームで、ゲーム感覚で競い合う…「今月は付帯の件数を競い合おう!!」



#### 営業と事務のペアを作り、 入れ替えてみる

例えば、付帯件数をA君とB君で競 わせるだけでなく、事務のCさんはA君 を応援し、DさんはB君を応援するとい うペアにして、「勝ったチームにランチを おごるというようなゲーム感覚で盛り上 げてはいかがでしょう(図表2)。翌月は 「A君Dさん」vs.「B君Cさん」でもよいで しょう。「一緒に頑張る。励まし合う」とい う風土を会社として演出するのも、よい モチベーションリソースとなるはずです。



プリンシプル住まい総研所長

## 上野 典行

Ueno Noriyuki

慶應義塾大学法学部政治学科 卒業後、リクルートで『住宅情報 タウンズ』等の編集長や現 「SUUMO」等の開発責任者とし て従事。退職後、現在は講演・ 執筆活動等を行っている。



# 女性の活躍推進







# 業務の向上だけではなく 日常生活での教養を高める努力を

現状、全日本不動産協会では女性会員が 男性会員に比べて少なく、鹿児島県も例外ではありません。 鹿児島県本部の女性理事は、今回お話を伺った坪山さん1人。

坪山さんは、他県本部女性部会の活動を聞く機会があり、 鹿児島県でも女性部会を立ち上げたいと考え、「代表」という立場で 県本部の女性部会を立ち上げました。



女性部会代表の坪山正子氏(左から1人目)

鹿児島県本部女性部会 代表 坪山 正子 さん

#### □ 新しい気づきを得られる 場所を提供したい

会員は、経営者、従業者、職場でともに働く家族と、 それぞれ立場が違います。しかし「同じ女性同士」とい う関係で意見交換をするなどして交流を深めること で、普段の業務に対する感性の向上や意識改革をす ることができます。そうしたことが不動産業界のさらな る活気につながることだと考えています。

#### □ 多様な活動が日常の業務のヒントに

当部会ではランチ会のほかに、店舗のレイアウトや 片づけのコツ、アンガーマネジメント(怒りの感情をコン トロールすること)研修会、広告に結びつくカラー講 座、インテリア小物等の作成、歴史講座などを開催し、 多様な内容によって、業務に役立つだけではなく、日々 の生活や教養につながっていくような活動を、毎回心 がけています。

とくにアンガーマネジメントの研修は、接客の面で大 いに役立つという声がありました。日常で感じる怒りや いらいらを具体的に書き出すことで自分の怒りのパ ターンを知ることができ、仕事ではもちろん、家庭でも 役立つと好評でした。また「西郷どん」についての歴 史講座は、NHK大河ドラマの影響もあり、多くの方が 参加してくださいました。

#### □ 相互理解が業界の活性化につながる

従業者であっても家族であっても「女性ならでは」の 意見があります。男女が違いを認め合ったうえで職場 でも家庭でも互いに歩み寄り、支え合う必要があると 思います。そうした相互理解の中で切磋琢磨しながら 向上心を持つことで、企業づくりや人材の育成につな がっていけばと考えています。

広い視野と感性を持つことによって互いの良い特性 を伸ばし、新しいものや斬新なものとの調和を図り、向 上心を磨いていけるような会にしたいと思っています。

当部会では、公益目的事業としての一般の方への 周知や、新規会員入会の促進を目指しています。また 県本部で唯一の女性理事として、開業希望者や検 討中の方には、女性の視点でアドバイスできるよう努 めております。



昨年の歴史講座「鹿児島新発見伝」





# 全国の会員の 皆様が利用可能!\_

# 便利な

# 「ラビーネット契約書作成システム」を 紹介します!

近畿流通センターが開発し、近畿・西日本地区の会員の方にご利用いただいていた「ラビーネット契約書類作成システ ム」が、全国の会員の皆様にご利用いただけるようになりました。今号では、さらなる利用促進を図るため、前号のおさらい とシステム利用上の注意点をご紹介します。

#### ラビーネット契約書類作成システムの使い方

#### ◆ログイン方法

①ラビーネットログインページ

(https://portal.rabbynet.zennichi.or.ip/)にアクセス。

- ②ID·パスワード※を入力し、ログイン。
- ※ IDが未発行の方、ID・パスワードをお忘れの方は、所属の地方本部またはサブセ ンターにお問い合わせください。
- ③ラビーネットのトップページにある「契約書類作成システム」のアイコンをクリック。

# 契約書類作成システム

#### ◆マニュアルのダウンロード方法

④上記①~③の方法によって「契約書類作成システム」のトップページを開くと、 「新規書類の作成」「既存書類を呼出」「基本情報・操作設定」「店頭広告を呼出」「サ ポートセンター」等のアイコンが表示される。

また、右上の「バック画像を変更」ボタンをクリックすると、バック画像を変更できる。

⑤右から二番目のアイコン「マニュアル・QA」をクリックすると、マニュアルがダウ ンロードできる。



「契約書類作成システム」トップページ

詳細は、『月刊不動産』2019年2月号を お送りした際に同封いたしました 『ラビーネット契約書類作成システムーガイドブックー』を ご覧ください。



#### システム利用上の注意点

#### ◆ログイン関係

・ラビーネットからラビーネット契約書類作成システムにログインする際に、子IDからログインした場合、自動的に親IDにログインされます。同じ書類を操作しないなど、十分に注意してご利用ください。万が一、同一書類を操作した場合、後から保存されたものが有効となります。

※親ID:10桁 または14桁で下4桁「0001」のID 子ID:上記以外のID(下4桁「0002」のID等)

・ブラウザの「戻るボダン」は使用できません。万が一、押してしまった場合、セッションタイムアウトとなり、再度のログインが

必要となるため、ご注意ください。

・セッションタイムアウトとなった場合、 ラビーネット契約書類作成システム独 自のトップページになります。再度のログインには、親IDでのログインが必要となります。不明な場合には、ラビーネットからログインをしてください。



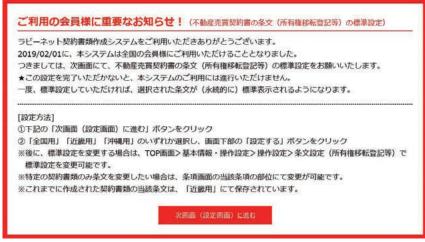
セッションタイムアウト後のログイン画面

#### ◆契約書の条項・条文について

- ・契約書類の条項・条文については、取引の安全性を高めるために、変更ができない仕様にしています(下記記載の所有権 移転登記等を除く)。取引において一部条項を適用しない場合については、特約事項の欄にその旨の記載をお願いします。
- ・売買契約書条文の所有権移転登記等については、各地域の商慣習の違いに対応するため、3種類ご用意しています。初めてログインした際に下記の画面が出ます。条文をご確認の上、選択をしてください。後に、標準設定を変更する場合は、トップ画面→基本情報・操作設定→操作設定→条文設定(所有権移転登記等)で標準設定の変更が可能です。特定の契約書類のみ条文を変更したい場合は、条項画面の当該条項の部位にて変更が可能です。
- 内容は、最新のものに随時入れ替わります。過去の書式での印刷はできないため、更新等にて現在の書式で使用する見込みのある重要事項説明書・契約書については、印刷用のPDFファイルを保存いただきますようお願いします。例:2019年2月に作成を行い、契約した居住用賃貸契約書を2021年2月に更新等のため、再度使用する場合、システム上では、2021年1月時点の条項・条文の重要事項説明書・契約書に

て印刷されます。

・重要事項説明書、契約書等各書式の



初ログイン時の選択画面

#### 兵庫県本部 Hyogo



# お笑いライブに「かつみ♡さゆり」が登場! 「おもしろ不動産フェア |を実施

平成31年1月26日(土)に近畿流 通センターと兵庫県本部主催の「お もしろ不動産フェア」を神戸新開 地・喜楽館にて実施しました。

第1部は、「自分が夢中になる、不 動産事業を見つけよう!!~夢が叶わ ない辛さを知っている人間は素晴 らしい~」と題し、「不動産再生事 業&ホテル事業:ハイブリット事業 構築術」について、湘南再生大家 の愛称で親しまれ、健美家コラムニ



落語をはじめ講談、 浪曲などの演芸を楽しめる神戸新開地・喜楽館

ストでもある天野真吾氏にご講演い ただきました。

第2部は、「不動産にまつわる?! お笑いライブ」として「かつみ♡さゆ り「女と男」によるお笑いライブを開 催しました。

当日は、今年一番の冷え込みで 雪もちらついていましたが、事前の 申込みで満席となり、予約をした多 くの方が来場し、講演やライブを楽 しみました。また、参加者の約80%が



健美家コラムニストの天野真吾氏

「満足した」と答えるなど、盛況のう ちに終了することができました。



「かつみ♡さゆり」



「女と男」

#### 神奈川県本部 Kanagawa



# 平成30年度 第10回会員研修を開催

平成31年1月18日(金)、神奈川県 本部研修室において平成30年度第 10回会員研修を開催しました。

今回の会員研修は、「提案型不動 産の法人化~法人化のメリット・デメ リット~」と題して、講師には税理士法 人レディング代表で税理士・公認会 計士の木下勇人氏をお招きし、3時 間にわたりご講演いただきました。

多くの会員の皆様にご参加いただ

き、実りのある研修会でした。

来年度も会員研修を1カ月に1回



真山委員長による開会の挨拶

開催しますので、今後ともよろしくお願 い申し上げます。



税理士法人レディング代表の木下勇人氏

#### 長崎県本部 Nagasaki



# 「まちゼミフォーラム」の参加と 合同清掃活動における青年部研修事業を開催

平成31年1月12日(土):13日(日)、 長崎県本部青年部は研修事業を開 催しました。

12日は平戸まちゼミ協議会が主 催する「第2回ながさきまちゼミ フォーラムin平戸」に参加しました。 会場には総勢73名のまちゼミ関係 者やまちゼミに興味のある方が集ま り、平戸市長をはじめ、県議会議員、 平戸商工会議所、平戸観光協会な ど要職を務める方たちも来賓として 出席。地域連帯による地域活性化 の有効策として、この「まちゼミ」が注



「第2回 ながさきまちゼミフォーラム in平戸」の様子

目されていることを実感しました。

13日は「長崎と天草地方の潜伏 キリシタン関連遺産 |が世界文化遺 産に登録されたことを受け、釣り具 メーカー「シマノクリーンナッププロ ジェクト事業」との合同事業として、 総勢13名で春日集落周辺の清掃活 動を実施しました。

海外から漂着したゴミなど、軽トラ 3台分のゴミを約1時間半で回収。平 戸市役所文化遺産班の担当者の 話によると、前回は昨年6月ごろに海 岸清掃を行ったとのことでした。その



春日集落周辺で行った清掃活動

後、約半年の間に、これだけのゴミが 溜まることを考えると、今後も定期的 に清掃活動を行い、環境保全活動 を続けていく必要性を感じました。

今回、初めて春日集落を訪れまし た。他の世界遺産に比べて荘厳な 建造物があるわけではありません が、時代に翻弄されながらも自らの 信仰を持って、実践した集落の人々 のひたむきさを感じることができ、日本 独自の宗教的伝統が根付いた歴史 的価値のある素晴らしい文化遺産 だと思いました。



「シマノクリーンナッププロジェクト事業」との 合同事業として実施

#### 広島県本部 Hiroshima



# 広島県本部と福山市、福山市自治会連合会との 「自治会連合会理事会における情報交換会」に出席

平成31年1月29日(火)、全日広 島県本部と福山市および福山市自 治会連合会との「自治会・町内会 の加入促進に関する協力協定」の 締結後、初めての情報交換会に出 席しました。

市内の全80学区の自治会連合 理事、福山市まちづくり課の参加の もと、自治会連合会会長と広島県 本部の伊折副本部長が、具体的な 協力方法や必要な活動について、 ディスカッションを行い、それぞれの 関係団体が、互いに理解を深める ことができました。

理事会終了後は懇談会が開か れ、福山市長、市議会議長、社会 福祉協議会会長も参加され、盛況 のうちに終了いたしました。

当本部は、今後も引き続き会員の 皆様とともに、地域コミュニティの振 興のため、災害時にも強固に連携 し、活力と魅力に満ちた地域社会を 創っていきたいと考えています。



情報交換会には伊折広島県副本部長が出席

# !)協会からのお知らせ Information

## 全日安心R住宅について

#### 全日安心 R 住宅登録事業者の皆様へ

## 重要!

現在、安心R住宅登録事業者としてご登録いただいている会員の皆様には、平成30年度の安心R住 宅事業の実施状況報告書を提出していただく必要があります(安心R住宅制度標章使用規則第5条2 項11号)。ご通知を3月末に郵送いたしますので、お受け取り次第、案内に従って、4月中に報告手続きを 行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、こちらは、年度内に安心R住宅の取扱いがなかった登録事業者の方も必要な手続きとなります。

#### 全日安心 R 住宅 WEB 研修

全日安心R住宅標章の使用登録に必要な研修を ホームページ上で受けられるWEB研修を用意していま すので、全日安心R住宅登録事業者としてご登録してい ただいていない会員の皆様は、ぜひご検討ください(全 日HPの会員向けコンテンツ欄に「全日安心R住宅研修」 を公開中)。

全日安心R住宅の使用を希望されている会員の皆様 はWEB研修を受講し、効果測定を受けて合格後、指定 の標章使用申請書を全日総本部へFAX(03-3239-2198) していただくことで、標章の使用が可能となります※。

※登録完了までには標章使用申請書を送っていただい てから約1週間かかります。あらかじめご了承ください。



#### 会員ログイン後、

「全日安心R住宅研修」をクリック



画像真ん中の▶をクリックするとWEB研修が始まる

#### 全日不動産相談センター 不動産取引に関する相談時間のお知らせ

不動産取引に関する電話相談の時間につきまして、3月31日(日)までの間、月曜日と木曜日は、午前10時から12時までの時間 も受け付けています。なお、4月1日(月)以降の相談時間につきましては、改めてご案内します。

#### ラビーネット「契約書・書式集」のお問い合わせ

■操作に関するコールセンター (エクセル・ワードの書式の操作)

TEL: 03-5761-4441

《開設日時》月・火・木・金:10時~16時 (祝日、年末年始、お盆期間、GW期間中を除く)

■全日不動産相談センター(不動産取引に関する相談)

TEL: 03-5338-0370

《相談日時》

月·木: 10時~12時、13時~16時 (祝日、年末年始、お盆期間、GW期間中を除く)

火·水·金:13時~16時

# 新入会員名簿 [平成31年1月]

都道府県	市区町村	商号名称
北海道	虻田郡	Aspect Properties Japan 合同会社
	札幌市	株式会社 H2エステート
	函館市	株式会社 クレバ
		株式会社 ダンシャクプロパティ
	札幌市	ニコットハウス 合同会社
	蛇田郡	株式会社 羊蹄工業
	札幌市	株式会社 ラポール支援紹介センター
宮城県	仙台市	株式会社 イエールエステート
	仙台市	株式会社 みのり建築舎
	仙台市	株式会社 ライクハウジング
茨城県	稲敷郡	株式会社 ネロ・デザイン
栃木県	小山市	株式会社四つ葉不動産
群馬県	渋川市	株式会社 大新企画
埼玉県	戸田市	株式会社 インフィニティホーム
- 四上示		株式会社 Glowners
	久喜市	
	川口市	ティーホーム 株式会社
	所沢市	徳江工業 株式会社
	所沢市	株式会社 Findホーム
	川口市	株式会社 ライラ住販
	さいたま市	リベルタホーム 株式会社
千葉県		合同会社 APRICOTHOUSE
	鎌ケ谷市	クレール 合同会社
	柏市	株式会社 ファストレイズ
	千葉市	株式会社 リビングストア
東京都	港区	REJ・インベストメント 株式会社
	豊島区	株式会社 アカリノ
	千代田区	株式会社 空き家活用研究所
	港区	株式会社 アセットサポート
	杉並区	株式会社 アセット・トラスト
	品川区	アトラクト 株式会社
	港区	株式会社 アプローズ
	品川区	株式会社 アモント
	港区	アンシャンテ 株式会社
	渋谷区	合同会社 イージー・ディベロップメント
	稲城市	株式会社 石井鑑定測量
	台東区	イデタ 株式会社
	墨田区	合同会社 イルミナ
	港区	株式会社 インプレッシブゲート
	中央区	株式会社 ウィンテル・アセット・マネジメント
	港区	株式会社 エイトビルディング
	豊島区	株式会社 エコシステムズ
	世田谷区	株式会社 SN不動産コンサルティング
	新宿区	合同会社 エスティノ
	新宿区	nknk 株式会社
	新宿区	MNO 株式会社
		株式会社縁
	調布市	株式会社 カーサ・ラボ
	中野区	漢室恒泰 株式会社 工碟不動産
	千代田区	株式会社 工藤不動産
	港区	株式会社 グリーンフィールド
	港区	株式会社 クロノス
	新宿区	株式会社 コクーン
	港区	五大アセットパートナーズ 株式会社
	中央区	コンドミニアム・アセットマネジメント 株式会社
	豊島区	株式会社 坂本不動産商事
	府中市	株式会社 さくらコマース
	千代田区	The One 株式会社

4		
	市区町村	商号名称
東京都	世田谷区	株式会社 Sun'sEye
	世田谷区	株式会社 JPR
	港区	株式会社 JPキャピタル
	台東区	合同会社 ジェイワン
	新宿区	ジョイ・スプレッド 株式会社
	江東区	株式会社 招福
	世田谷区	合同会社 sync
	世田谷区	株式会社 スリーデザイン
	中央区	株式会社 slope
	港区	セーリング 株式会社
	豊島区	株式会社 ゼビー
	中央区	善美株式会社
	渋谷区	株式会社 ソアー不動産
	練馬区	株式会社 ソルディア
	新宿区	
		大成トラスト 株式会社
	江戸川区	タスク 株式会社
	多摩市	合同会社 多摩FPオフィス
	新宿区	株式会社富中達世
	新宿区	ニカン 合同会社
	渋谷区	株式会社 ニキプラス
	渋谷区	日本フェアトレード 株式会社
	府中市	株式会社 ネット・アド・ベンチャー
	渋谷区	ノーリス 株式会社
	新宿区	株式会社 ヒューマンデポ
	港区	株式会社 ファーストクラス
	文京区	プラスAREA 株式会社
	練馬区	プラスワンロエル 株式会社
	荒川区	株式会社 フリー
	渋谷区	株式会社 フレッシュ
	中央区	プロパティ・アドバイザーズ 株式会社
	新宿区	FRONTIER 株式会社
	豊島区	株式会社 Honmono
	中央区	ムゲン投資顧問 株式会社
	港区	株式会社 メディカルエステート
	新宿区	株式会社 ライトコーポレーション
		株式会社 ライブコア
	調布市	株式会社 Life Design
	台東区	ラディアスマネジメント 株式会社
	大田区	株式会社 リブテック
	新宿区	株式会社 リライズ
	練馬区	株式会社 ルークス・ホーム
	目黒区	レーヴエステート 株式会社
	渋谷区	株式会社 レモンド
	港区	株式会社 六角堂
神奈川県	横浜市	株式会社 アーバンホーム横浜
	横浜市	一般社団法人 AtoZSports
	川崎市	株式会社 エムサポートサービス
	横浜市	おうち 株式会社
	横浜市	合同会社 TAKE企画
	相模原市	株式会社 ナミ・コーポレーション
	川崎市	リアレスク 株式会社
	横浜市	株式会社 リンゴエステート
富山県	滑川市	株式会社 岩崎商事
шшж	富山市	カナモリ不動産
		三桃エステート
石川岬		
石川県	金沢市	TSUNAGU DESIGN WORKS 株式会社 有限会社 橋本製材所
福井県	越前市	有限云红 简本製材所

1 6		
都道府県	市区町村	商号名称
静岡県	菊川市	株式会社 セイキ建設
	磐田市	ハートビートコンサルティング 合同会社
	浜松市	株式会社 ハックルベリー
	静岡市	有限会社 丸忠建設
愛知県	名古屋市	あいち地所 株式会社
三重県	四日市市	株式会社 ソリューション・T
京都府	京都市	株式会社 オレガ不動産販売
	京都市	株式会社 大日
	宇治市	山一住宅
	京都市	株式会社 ワンブロック
大阪府	大阪市	株式会社 Ixia
	大阪市	株式会社 クロスワン
	大阪市	株式会社 Goen
	豊中市	株式会社 SAKURA ESTATE
	豊中市	白石不動産
	大阪市	THree-Cross 株式会社
	大阪市	セブンゲートエステート 株式会社
	豊中市	タルタルホーム 株式会社
	守口市	トータル企画 株式会社
	大阪市	土千桔 株式会社
	大阪市	株式会社 日本ホープステート
	大阪市	株式会社 博愛社
	大阪市	株式会社 BOOSTER
	大阪市	株式会社 Plug Navi
	大阪市	株式会社 優創
	大阪市	レイウッド不動産 株式会社
	大阪市	有限会社 ワンズ
兵庫県	神戸市	株式会社 K-HOUSE
7 (1-7)(	神戸市	株式会社 神戸ie物語
	西宮市	株式会社 studioスミカ
島根県	松江市	株式会社 SAFE
-512071	松江市	双葉建設 有限会社
岡山県	岡山市	株式会社 いろどりカンパニー
ЭЩЛ	岡山市	有限会社 瞳建販
広島県	広島市	株式会社 AmPmパートナー
ДД	広島市	松下不動産
	広島市	株式会社 relight
香川県	三豊市	リップル不動産
愛媛県	松山市	あったかハウジング
<b>人</b> ///		ココホーム
	伊予市	株式会社 manten
福岡県	福岡市	King House 株式会社
田岡木	福岡市	株式会社 貞方商事
	福岡市	シーズ・クリエイションズ 株式会社
		株式会社 まる
	福岡市	
H-加III	福岡市	株式会社 Life up
佐賀県	佐賀市	株式会社 あおぞら不動産
	西彼杵郡	
宮崎県	宮崎市	大和の株式会社
沖縄県	宜野湾市	
	沖縄市	株式会社 With-Trust
	沖縄市	Kaori Home
	那覇市	株式会社コバケン
	沖縄市	株式会社コンフォート沖縄
	宜野湾市	株式会社 セイショウプラス

# VS FILL

不動產情報 ニュースファイル



# 心理的瑕疵対策に言及も 賃貸・管理の課題抽出

国土交通省はこのほど、社会資本整備審議会産業 分科会不動産部会(部会長・中田裕康早稲田大学大 学院教授)を開いた。約10年先へ向けた新たな指針 「新・不動産業ビジョン(仮称) |を策定するための検討 を行う部会。

今回は不動産業界団体のうち、賃貸・管理分野の3 団体からヒアリングを行った。

日本賃貸住宅管理協会(日管協)は業界の抱える課 題解決のため、同省の告示に基づく現行の賃貸住宅管 理業者登録制度の法制化と、日管協などが運営してい る民間資格「賃貸不動産経営管理士 |の国家資格化を 訴えた。

全国賃貸住宅経営者協会連合会は住宅セーフティ ネット制度の普及へ向け、手続きの見直しなどを要望。ま た賃貸物件オーナーによる大規模修繕費の積立金につ いて、非課税とするよう求めた。

マンション管理業協会は、「管理組合の財政の健全 化が最大の課題」とし、管理員などの「人手不足」対策 も重視。更に大規模修繕工事への消費税軽減税率適 用など、2019年度税制改正について政府に要望した内 容を改めて主張した。

#### ● 法制化も視野に

これらの意見を受け、委員からは「(オーナー物件に限 らず)大規模修繕でも積み立てを促す制度は必要」(横 山美夏委員・京都大学大学院教授)、「マンション管理業 務の現場は、言葉はよくないがブラックと言われても仕方 のない状況。人材定着のためにも改善を」(林徳財委員・ 不動産流通経営協会)など、賛同を示す声も聞かれた。

同省不動産業課の須藤明夫課長は、賃貸住宅管理 業の法制化や経営管理士の国家資格化について、 「2019年度予算要求の中でも実態調査の費用を計上し ており、まずは正確な実情を調査した上で、法制化も視 野に入れて対策を考えていきたい」と回答。

また意見交換の中では、賃貸物件における「心理的 瑕疵(かし)」への対応についても話題が及んだ。それに 対し須藤課長は、「確かに心理的瑕疵物件は、どこまで を説明範囲とするかなど大きな課題がある。この件の調 **査と検討も次年度に行う予定であり、その結果はガイドラ** インなどの形で示せると思うと見通しを述べた。

(『住宅新報』2019年2月12日号より抜粋・編集)

#### ステージングが浸透、リースバックに好反響 "売り"の信頼獲得に注力

『住宅新報』が年2回調査している不動産流通各社 の売買仲介実績「2018年度中間期」では、手数料増加 に一服感が見られた。外部要因は共通項であり、2018 年度の終盤戦、各社の取り組みが鍵を握る。「専任を制 する者は、市場を制する」。売主の信頼獲得に向けた流 通各社の動向を追った。

大手はこれまでも建物・設備のチェック、売却保証など 売主向けのサポートサービスを拡充してきた。三井不動 産リアルティ(山代裕彦社長)は1月末に、リコーが提供 する「RICOH360-VRステージング」を採用。家具や小物 のCGで空室物件画像を演出し、ウェブサイト上で閲覧で きる売却促進手法だ。

野村不動産アーバンネット(前田研一社長)も実物件と VR版でのホームステージング※1をいち早く導入。居住中 の売主の負担軽減(室内整理・清掃)と効果的な撮影で 販売を促進する「ホームクリーンアップ」を含め、顧客提供 サービスの拡充により、媒介取得件数の増加を目指す。

グループ連携の強化も顕著だ。大京穴吹不動産(小走和明社長)は、2月から築浅分譲マンションのアフターサービスを新たな買主に継承できる「アフターサービスあんしんブリッジ」の提供を開始。大京、穴吹工務店との提携により、中古住宅流通の鍵となる住宅の質の安心・安全を買主・売主双方に担保していく。

また、東京建物不動産販売(加茂正巳社長)では、 2018年12月に住まい探しや売却検討者の住み替えを支 援するウェブサイトを開設している。

加盟店舗946店(2018年12月末時点)を誇るセンチュリー21・ジャパン(長田邦裕社長、C21)は、これまで収益の柱だった新築戸建て販売から脱却するため、物元営業を強化する。特に所有不動産を活用した高齢者の資金調達方法として注目を集めるリースバック※2事業は、新たな顧客接点づくりの武器として期待を寄せる。インテリックスと提携し、2018年9月に中部圏で導入後、全国へ拡大。2月1日時点で同サービスの登録を行った加盟店は262店と増加傾向だ。「リースバックの反響数の約7割が実査定となり、このうち5%が成約。残りの3割程度は媒介取得や自社買取につながっており、提案力の高さという信頼獲得に奏功している」(FCコンサルティング部兼トレーニングサービス部の酒井秀敬氏)。

#### ●売り切る力必要に

売買仲介専門のFCを全国展開するイエステーション本部(井上洋社長)は、的とする地域および対象商品を

絞り込むランチェスター戦略でエリア契約件数1位を目指す。統括事業部の入江みさ子氏は「データに基づく"選択と集中"の地域戦略。折り込みやポスティングを受託の回転軸という手法で展開し、ストーリー性を持たせて地域への投下回数を増やしていくことで売り客、買い客を獲得できる」と説明する。エリアの線引きが明確なため、加盟店同士が成功事例を活発に公開できる点も強み。近年は支部単位で地域サイトを立ち上げる動きもあり、九州、中国・四国地域では受託数の伸びが好調だ。

(『住宅新報』2019年2月12日号より抜粋・編集)

※1 物件を検討している内見者に、より良い印象を与えるために、売却および賃貸予定の家やマンションの室内を家具や照明、小物やグリーンなどを配置し、モデルルームのように室内を演出するサービス。

※2 資産を売却した売主と買主がリース契約を結び、元の所有者が資産をそのまま使用しながら、買主に賃料を支払うリース形態のこと。例えば、住宅ローンの返済に困った所有者が自宅を一旦売却し、新しい所有者と売主である元所有者が賃貸契約を結ぶと、元所有者は立ち退かずにそのまま自宅に住み続けることができる。



家具や小物を配置してホームステージングをした室内 (イメージ)

#### STAFF LIST

#### ●広報委員会

横山鷹史、中野楠雄、宮嶋義伸、 後藤博幸、出口賢道、日比照康、丹波恭子

#### ● **発行人** 原嶋和利

#### ●編集

公益社団法人 全日本不動産協会 公益社団法人 不動産保証協会 広報委員会

#### ●制作

株式会社住宅新報

#### ●印刷・製本

亜細亜印刷株式会社

#### ●発行所

公益社団法人 全日本不動産協会 〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 (全日会館) TEL:03-3263-7030 (代) FAX:03-3239-2198 公益社団法人不動産保証協会 〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 (全日会館)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 (全日会館) TEL:03-3263-7055 (代) FAX:03-3239-2159 URL http://www.zennichi.or.jp/

# 月不動產

月刊不動産 2019年3月号

平成31年3月15日発行 定価500円(本体価格463円) 会員の方は、会費に購読料が含まれています

# 🥍 絶品グルメ vs ご当地グルメ 💥

## Valuable 四季の華 和三盆



日本最古最上の砂糖

## 三谷製糖

江戸時代に生まれた讃岐和三盆。四季の華 和三 盆は、季節によって変わる淡い色合いのさまざまなモ チーフが目にも楽しく、上品な甘さが口の中でおどろくほどすっと溶けていくひと口サイズです。写真は贈 答用二段箱8,640円(税込)ですが、540円の小箱から販売しています。

[住所] 香川県高松市内町7-1 高松三越本館地下1階 [電話] 087-851-5151(代表)

[営業時間] 10:00~19:00

Rasonable かしわ天ざるうどん



香川県の絶対的グルメ王者

# 手打ちうどん 風月

かしわ天ざるうどんは、オーダーを受けてからうどんをゆで、天ぷらを揚げます。すだれの上の天ぷらは衣がサクサクして食感が良く、コシのあるうどんとの相性も抜群。大粒の黒こしょうが、ジューシーな鶏肉のうま味を引き立てます。食べごたえのある一品。700円(税込)。

[住所] 香川県高松市紺屋町4-13 [電話] 090-5716-4445 [営業時間] 11:15頃〜麺が売切れ次第 [定休日]日曜・祝日

# 月不幼產



#### 2019 March

#### 発 行 所

公益社団法人 全日本不動産協会 公益社団法人 不動産保証協会

#### 所在地

公益社団法人 全日本不動産協会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30(全日会館) TEL: 03-3263-7030(代) FAX: 03-3239-2198

公益社団法人 不動産保証協会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30(全日会館) TEL: 03-3263-7055(代) FAX: 03-3239-2159

#### アクセス

有楽町線:「麹町駅」1番出口から徒歩3分

有楽町線・半蔵門線:「永田町駅」4番・5番出口から徒歩5分 丸ノ内線・銀座線:「赤坂見附駅」D出口(紀尾井町口)から徒歩7分

南北線:「永田町駅」9番出口から徒歩4分 中央線・総武線:「四ッ谷駅」から徒歩15分

都バス: (橋 63 系統) バス停 「平河町 2 丁目」(新橋~市ヶ谷~小滝橋車庫間)

